

はこの解りませんが、どうかそのように願いたいと思います。
議長 十番議員からの発言では、総務建設兩委員会に付託と云う
御考えですか。

一才九番 総務建設の兩委員会に付託と云う関係につきましても、
別に異議はございませんが、付託された審議を即ち総務建設
合同委員会を用いるか、或は時期を待つてするか、それ
だけの審議も願いたい。出来るならば、^{早くに審議}御用備して、この議会の
承認を得ると云う方が運営は宜しいのではないかと。

一才三番 昨今九番議員の発言がありましたが、確めにかような決定
に付しては、迅速にするのが宜しいでありますから、本日早
急に合同委員会に細部につけての^{豫先}豫先をいたし、決定をいたし
本月中にこれを解決つけるのが最も望ましいと考へます。
一才十番 昨今九番並に私の方の副委員長からの発言も、こともな
思ひますので、こゝろやうなものは一時的迅速やかに

決定をいたし、次の本会議にこれを豫先されべく私はお願ひ
いたすと思ひますので、御長の御意見如何によつて
休憩時間等を停りまして委員会が開かれると思ひます
ので、御長の御意見を拝聴し、即刻委員会が出来るか
どうか、御長に伺いたいと思ひます。

一才七番 昨今九番の内題につきましても、兩委員会に付託と云う
一才八番 委員会を開いて、何等かの結論を得たいと
云ふことと、誠に結構だと思ひます。

合同委員会に細い資料を揃へてやりたいと思ひます。
議長 以上の線では御異議ありませんか。

異議をのべる声多くあり。

一才七番 それでは本協議会を終つて本会議に入る前に漸次休憩
時間をとります。総務建設の兩委員会の審議を終る
と云ふことで本議を終ります。

一裁
長本件について御審議をお願ひします。

要讀書去朗讀

御審議とあり願ひます。

施さしてありませう。

政府におきましては早くから法律で一部改正を――

間として処理してあります。

遠
い
ま
す
の
て
つ
村
に
あ
り
て
適
宜
に
善
処
す
る
と
云

う申し合になつてあります。

申し合せ事項も今一度申上げますと、一般取員の夏
季手当につきまゝでは、一ヶ月分は昨年一昨年と
同じであります。臨時取員につきまゝでは、それと
各町村の適宜と云うことであります。

昨年私かう御願された――まゝで、祝金程度と云う
ことで、若干中々持たせて戴きまゝ――たので、本年
も是非――そのように御願したいと思ひます。

一カ十番 本町に聞――まゝは年々行なわれ、あるわけ
ありまゝが、その度に町長会で申し合せの形でこれを
基礎としてやらねると云うことで、――が、実際に申し合せ通り
隣接町村かやつてゐるのか、或はどの程度プラスアルファ
の問題等があるのか、参考までに隣接町村の昨年の申し
通りやうな町村と多少の考慮をおいた町村かどうか

参考までに、聞かせ願ひたい。

一町長 申し合せ事項と云うのは、デリケートな關係がありまゝで
私、かの取員が貴方の方の取員から聞くと云うによると、若
し色まつけたと云う話だが、どの程度つけたのかと聞くと
否、どう云ふことはない。申し合せ通り実行――したと口
を揃えて云うので、私共から直接各町村の内容を
聞――と云うのも無理な話、実は聞けない。

私の方の取員が他の方の取員に会つて、色々聞きますと
各町村より若干の色はついてゐるようです。

一カ十番 申し合せの線が仮に秋多町と福生町の場合と比較して
秋多町が申し合せより一割、或は二割の中と持つてゐる
とすると、福生町の方がそれより下廻つてゐると云う
ようなことであります。現在の福生町或は秋多町
の現状から見て、福生町の取員に申し込みたいと云う線が

あるのでありまして。町長が実態がつかのなさとすると仕方がないが、何れと致し――ま――でも、町長にあつては人口の出入り等、特殊な町でありまして、取員と――も他の隣接町と対と比較して難しい事務の取扱もあらうかと思ひますので、是非共、隣接町と対より、適中を持たせた形でやうべきではなからうかと考えます。

議長 この問題、色々の面で非常――に難しいと思ひます。――先般十七日の合同会議の席上でも色々の意見もあつた。――たし、私も多少意見もあつたのでありますが、一定線では一定線でも申し通り――やつてもらひたい。――と。――でな――と。――す――い――と。――云――う――意見が強くあつたわけでありまして、その時私も申し上げたのです。――が、一定線でも――等――でやうと云う。――関係から考えます。――と、鈴京辺の取員と、初主町の取員と比較――します。――と、性格面その他の線

を考へてみてもどうも同一と云うことでは、いさゝか気の毒ではな――いかと云う。――ことも考へられる。

――と。――と。――た意見もあつたのでありますが、一定線は先程町長が説明された通り、なるべく一定線でもいつてもう――と云う。――と。――なつたものであります。

――と。――先程町長も云われた通り、――何んかプラスアルファ要は昨年にも祝だり、みなうらた記憶――とあります。――が、――と。――た面も、担当委員会でもよく審議願つて、――師――決定願う。――と。――やう線でも、――師――承諾すれば結構だらう。――と思ひます。

議長 委員会付託に要談ありませんか。

要談なし。

議長 それでは、総務委員会に付託いたします。

一 栃土町議会事務局設置について

一 議長 栃土町議会事務局設置について、田村祐一議員から提案
されております。

一 一カ三番 議長は審議に当り、議案の何号かを指示願いたい。

一 議長 本日の議案四号についてあります。

一 書記 朗 読

一 一カ三番 提案者より、一カ三番として提案理由その他について説明したい
ます。

本件について、一カ三番は議会の自主性をもったものでござい
ますので、議員提案の形をとらせて戴きまして、尚且本件
が常任委員会の合掌からやりますと、総務委員会の
合掌に存りますので、総務委員長、致しまして
私が提案して次第であります。

皆村方共々、栃土町の現況を考えますときに、非常に

好一ミとであります。色々な諸条件が、栃土町の発展を
急速度に展開してあります。どのような栃土町の
実情にはあります。が、半面、ひたひたみす。と、ミつやう
時にこそ、属政者であります。理事者並に、住民の總意を
代表してあるあります。一議員の責任は重且大であらう
と思ひます。一発展が急激であるだけに、政治の何うか向
を誤ります。と、非常に無難道になつてみたり。或は
また計画性を脱したような発展がなされまして、将
来悔恨を残すようなことが、火を見るより明かであら
うと思ひます。

そのようない見地からいたしますと、私達、議人といふ
まゝ、その权限は、はっきり地方自治法に明示されてお
ります。けれども、理事者の行ひます。執行部の仕事
と、それに併せまして更に側面から協力を申上げよう

権位ある態度ととうなをけられはならないと考えるわけ

であります。そのような立場から申し上げますと、今

後の議会運営に對します。資料も蒐集するに對しま

しても、又日日の常任委員会の運営に對しますも、非

常に資料不足で直ぐに底を極めると云うことだけは相な

うんと考えます。

そのようなあれや、これやの考方から提案理由にも書いてある

ように、法律オ五三号により、地方自治法の一部改正が行な

われた。その改正の内容を讀めますと、オ百三十一系のオ五頂

に、市町村の議令に条例の定めるところにより、事務局

を置くことが出来ることと創記されてあります。

それは、昭和二十一年の自治法の改正のときに、市の議会に

は事務局を設置することと認意出来ることとなつて以来、非

常に関係市町村議会^{全国}試案等を通じての問題は現任非常

に市町村自治のありかから云つても、どうも市だけであ

く市町村にもこのような事務局を設置してまいりて、専従

員を置いて権位ある議会運営をいたすはならぬ、と云

うことと提唱してまいりました。

その後皆称方り即ち許にニギヤ配布してまいりました必

携等にも記してあります。市町村合併が促進を

されまして、以来さうやう声が非常に高まつてまいつ

たのでございます。

この市におきましても、昭和三十一年夏と記憶いたし

てあります。西多摩郡の議員懇会の席上に、おきま

して、各議員の研究事項の中に、我々の市議会において

も山下議員が発表され、市町村議会にも事務局を設置す

べきである、と云うことと申されてありますのでございま

すが、さうやうような考方が実を結びまして、法律で取上

づらへたような現在でありますので、法律の主旨と町の
実情にからや合せまして、今回事務局を設置することゝ適
当な時期であらうと思つますので、今回条例を提出し
たような訳であり、あらゆる角度から検討されまして
今後皆称方の御了承を得、認められまして条例施行と
なうことになりまして、皆称方の議会活動の振奮をなす
もので、それ等とよく検討され、戴きたい。
以上申し述べまして、提案者として主旨の平明な説明を
りたします。

「オ十三番 議会事務局設置の条例設定と云うことです」
は先程十三番議員から説明のありまして、一通り、当事、昭和三十
一年の私共の「一冊」のとき、議員総会のとき、中央集権化
を排し、議会と執行部との面をいかにし、よりな、住民の
福祉に寄与して、できると云うことで、私が福祉を代表いたし

まして強調したやうであります。

だま／＼、今、議長会におつても、名称を、実を深く研究
されておりました。相呼応し、昭和三十一年頃の条例の
議会の中に「一部」を折込んで先例がある、それ、また
事務局事態について、これは設置されたところ、
あつたのであります。が、条例設定については、ありませう、
大へん議会活動にあつても、幸すするし、住民福祉の面、
あつても非常に結構なことだと思つますので、大いに賛
成いたします。

「オ十三番 議員より、懇切丁寧なる説明と戴き、先か納得
のつたこと、存じます。」

私共も従来、議会事務局と云う、変則的な立場の事務局が
あつたのです。が、昭和三十三年のは、法律の改正も、その
結構なこと、各町村におつても、事務局が来る、と云うこと

とてこの際、条例をつくりまして、事務局の設置を願うもの
のであります。

オナ番 本件につきまゝは、十三番議員の説の通りであります。
て、賛成するものであります。
法の「改正」に伴ひ、^{（奥多摩）}「奥多摩」が「既」に「五」から「事務局」
をつくりまゝ、^{（奥多摩）}「奥多摩」の理事者対談会と云う課が
「」発展の課で、非常にうまく利用されていゝと云う
こともありますが、その後一年と至っておりますので、当然この件
は「秘生」にあっては事務局を設置しなけければならぬと思
うもので、本件については大賛成をいたします。

議長 本件につきまゝ要議ありませんか。
要議の声あり。

議長 それでは本件は賛成者多数でありますので、本会議において
決定願うことといたします。

「水道施設の買収について」

「水道施設物の寄附受領について」

議長 水道施設物の買収について（議案オ四三号）これと関連して
水道施設物の寄附受領について（議案オ四四号）を即審議願
います。

書記 朗 読

一 議長 唯今朗読した水道施設の買収の關係でございしますが、
長、向懸案になつてありまして、最近このやうな
法で、これを買収して処理したいと云う議があります。

昨年の春、これは横田基地から水道の供給を受け、あり
ました。ところが、大分あったわけでありまして、当時司令部
から団面に書いてこちらに持ってきたものは、八十五戸ばかり
あったのですが、実際には一〇〇戸の上給水を受け、いた
と云う話であります。

それで、横田基地で水が非常に足りなくなつて困つてお
るので、基地の外へハスに水を供給するとはお断りした
いと云う結論になつたのだが、この分も町の水道で引
受けてくれなかつた云う話がありまして、その際町の方でも
水が足りませんで非常に困つていたのであります。
然し折角司令部からの話であるから、全然断ると云
うのもどうかと云うので、当時の厚生委員会に諮りま
して、三ツツばかりのと、五ツ何戸か二つの段地がありま
るので、少い方の段地だけ町で引受けよう、然し全部
引受けなわけにゆかぬから、大きい方の段地は町の方
給水能力が来るまで、何とか基地の方で掘削をせしめら
う、と云う回答を——たわけであります。

それから又所管がA-10の関係になつてありますので、A-10
の司令官からハスの所有者に対しては、七月一ぱりは水をあげ

るが、それ以後は水をつかう何とかが構を構するよう、文書で最
後のに云つてきて、何とかなくするなうない、つては掘削を
せ掘つて何とか間に合せようと云う話があつたわけですよ。

町の方の水道が引かれれば、水に越——たとはなつたが、全般的
に水不足がやれないので、何とか深井戸を掘つて間に合せ
ようと云う話があった。然しハスと基地の関係は、さう

何とか給水——するようよう努力を——して、どう——も駄
目な場合は、何とか——ようと話を——して、

その後ハスの持ち主が相談を——して、深井戸を掘るような話も
——していたが、私の方も何とかならなかつたと思ひ、司令官と交渉
を進めてあり、町の方で給水来るまで給水——しようと云う話に
なつた。その時には既に、日本さく泉と話が来つて、深井戸の
工事が始つていた。その時に止めれば止められなかつたかも知
たが、既に相当額の手金を打つて工事を始めたので中止

できなうと云うことで、通告を受けられたら、水も始めてお
つた。その後その地之内の分るが、今の給水管がいつていつの、そ
から給水を受ける、お当分の加入すること、なつた。

このまゝ、或置けると、私設水道が増えて、今の水道計画に
支障を来すような懸念をします。ので、厚生委員会
で検討され、どうしても、或時期には買収して、今の「買
収水道計画」画に入るべきだと云う結論が、ある。

早速交渉に取つたが、先方も、早くすつかり買収
して、もういふやう要ななうと云うことで、あつたが、直収の突
等の折合がつかぬつた。

一度、この計画について、深井戸の関係もあり
こゝに既設調査として書上げてあるもので、深井戸に
ついては、今の井戸と全く同じ規模のもので、十＝寸で
五、六尺掘り、五、六寸のケーシングが下つてゐる。

これにポンプをつけると、今のと同じ規模の水があるもので
あります。取水ポンプは、今のものは四寸ですが、これは三寸
であります。能力は、今のものは日量五千〜六千石エ
と、どこかあるポンプであります。これは三千石程な
あります。その他貯水池については、今の規模の半分くらい
のものであります。将来は、新でやつてゐるものと、同じ位の規模
にする必要があり、差当り、今はこの儘の施設で水の足り
ない部分とを補つてやうと云うかある。

今のと同じ規模のものであつたに違ふ考はなく、唯ポンプ
だけ五千石くらいあるものをつけて、その水も全部に配
水する、と云うかあります。

配水管については、百尺管二八〇米（鉄管） エタパイが三〇八米
七五尺は銅管三〇米 エタパイ五、六米（五〇尺）つてあり
ます。